

浜名給食研究会会則

(総則)

- 第1条 この会は「浜名給食研究会」と称する。
- 第2条 この会は、湖西市の給食施設又はその関係者で、この会の趣旨に賛同したものをもって組織する。
- 第3条 この会の事務局は西部健康福祉センター浜名分庁舎内に置く。

(目的 事業)

- 第4条 この会は給食に関する施設、技術運営につき相互に研究し栄養的、衛生的に給食の向上に資する事を目的とする。
- 第5条 前述の目的を達成するために下記の事業を行う。
1. 給食に関する研究集会
 2. 関係者に対する教育
 3. 会員相互の連絡
 4. その他この会の目的達成に必要な事項

(役員)

- 第6条 この会には次の役員を置く。
- (1) 会長 1名 (2) 副会長 2名 (3) 理事 若干名
(4) 監事 1名
- 第7条 会長、副会長、理事、監事は総会において会員の中から選出する。又、役員
の兼務も認める。
- 第8条 役員
の任期は1年とする。但し再選を妨げない。役員に欠員を生じた場合は
総会または理事会で補選する。この場合の任期は前任者の残任期間とする。
- 第9条 役員
の任務はつぎのとおりとする。
- (1) 会長はこの会を代表し会務を統轄する。
 - (2) 副会長は会長を補佐し会長に事故ある時はこれを代行する。
 - (3) 理事は総会、理事会の決定に基づき会務を執行する。
 - (4) 監事は会計を監査する。
- 第10条 この会には顧問を置くことができる。

(会議)

- 第11条 会議は総会、役員会、理事会とする。
- 第12条 総会
は、この会の最高決議機関であつて毎年4月～6月に会長が招集、その
年度の事業、会計、役員選出、会則変更その他重要な事項を審議決定する。
会長が必要と認めたとき又は会員の3分の1以上の要求があるときは臨時
に総会を開くことができる。
- 第13条 役員は理事会の提出する総会議案より委任された事項につき審議決定する。

第 14 条 理事会は総会議案を立案し総会、役員会の決定した事業の執行に関する具体的事項を協議する。

第 15 条 会議はすべて出席すべき者の過半数の出席で成立し議事は多数決とし可否同数の時は議長がこれを決定する。会議の議長はその都度その出席者の中より選出する。

(旅費)

第 16 条 県の総会、事例発表会に参加する場合は旅費を支給する

(会計)

第 17 条 この会の経費は、支部交付金、助成金、寄付金その他の収入をもって支弁する。

第 18 条 会員は県協会総会で決められる会費を納入するものとする。

第 19 条 この会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(雑則)

第 20 条 入会は理事会の承認を要する。

(附則) この会は、昭和 34 年 5 月 15 日から施行する。

改正 昭和 49 年 4 月

昭和 51 年 4 月

昭和 62 年 4 月

平成 9 年 5 月

平成 10 年 5 月

平成 17 年 5 月

平成 24 年 5 月